

令和元年度 第3回三和区地域協議会次第

日時: 令和元年7月11日(木)
午後6時00分から
場所: 三和コミュニティプラザ
3階 多目的ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

- (1) 総合事務所の時間外受付の見直し(案)について

4 議 題

- (1) 地域課題の把握方法について

5 その他

- (1) 消防団の適正配置について
- (2) 地域協議会だよりについて
- (3) 令和元年度地域活動支援事業について

6 閉 会

総合事務所の時間外受付の見直し(案)について

上越市自治・市民環境部 自治・地域振興課

1 見直しの経緯

- 現在、平日の職員退庁後と土日・祝日の休日においては、市民の利便性の向上を図るため、木田庁舎及び各区総合事務所では、一部の窓口業務を実施しています。
- 主な業務は、出生届、婚姻届、離婚届、死亡届等の「戸籍届の受付」、住民票の写し及び印鑑登録証明書の「時間外交付サービス」です。
- 平成30年度に約1,400の事業を対象として、事務事業の必要性や効率性等を検証する事務事業評価を行う中で、総合事務所の時間外受付における「戸籍届の受付」及び「時間外交付サービス」の実績を調査したところ、いずれの件数も少ない状況にあることが分かりました。
- このような状況から、全ての総合事務所で一律に時間外受付を開設する必要があるかという観点に立って、時間外受付体制を見直すこととしました。

2 見直しの概要

(1) 時間外受付を開設する総合事務所

- 現在、見直しの案として、総合事務所が所管する地域の地理的なまとまりの中で、戸籍届等の時間外受付の実績を考慮して、浦川原区、柿崎区、板倉区の総合事務所では、時間外受付を開設するものとします。
- 上記以外の10区(安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区)の総合事務所では、平日17時15分から翌日8時30分、また、土日・祝日は全日の時間外受付を開設しないものとします。

(2) 戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、これまでどおり、市民の皆さんがお住いの区にかかわらず、木田庁舎または時間外受付を開設する3か所の総合事務所のどの時間外受付でも手続きすることができます。

(3) 平日夜間等の総合事務所への電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合には、木田庁舎や時間外受付を継続する予定の総合事務所に電話が転送されるように設定し、転送先の当直が対応します。

<電話転送案>

○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎へ転送
○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所へ転送
○大瀨区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所へ転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所へ転送

(4) 防災行政無線について

- 災害時における避難情報の発令等の放送については、これまでどおり職員が対応します。
- 火災の発生・鎮火、停電に関する放送は、消防団の出動命令については、消防団メールにより団員へ出動命令を発出し、参集対応を図っていること等を踏まえ、原則、行いません。
※火災で大規模な延焼のおそれがある場合や、大規模かつ長時間の停電が生じた場合は、この原則によらず対応を図ります。
- 火災や停電情報を得るための方法については、具体的に別途、お知らせします。
- 市が配信している「安全メール」に登録いただくことで、災害や犯罪、交通事故などに関する情報を携帯電話やパソコンのメールで受け取り、文字情報として確認することができます。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）昼夜を問わず配信④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報など） |
|--|

(参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおり 8 時 30 分から 22 時までご利用いただけます。

3 今後の予定

- 見直し案による対応方法について検討や準備を進め、早ければ令和 2 年 4 月から見直した内容で実施したいと考えています。

令和元年7月11日(木)

時間外受付説明会資料

総合事務所時間外受付に関する三和区の状況

1 戸籍届受付状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
死亡届	28	23	25
出生届	0	0	0
婚姻届	0	1	0
離婚届等	0	1	0

2 証明書交付状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
住民票・印鑑証明	5	11	9

3 電話対応状況(平成30年度)

		昼間 (8:30~17:15)	夜間 (17:15~翌8:30)	合計
合計	平日	—	4	4
	休日	13	6	19
	合計	13	10	23
月平均	平日	—	0.3	0.3
	休日	1.1	0.5	1.6
	合計	1.1	0.8	1.9

※火災やクマ目撃の通報など宿日直日誌に記録が残っているものを集計。

4 火災発生状況

	平成28年	平成29年	平成30年
年間発生件数	1	1	1
うち時間外 (平日の17:15~翌8:30 休日の全部)	1	1	1

※発生時と鎮火時に防災行政無線で放送。

5 時間外受付関連経費(令和元年度契約額)

内 容	金 額
時間外受付業務委託	約1,094万円
機械警備業務委託	約35万円
行政事務嘱託員報酬	約18万円
合 計	約1,147万円

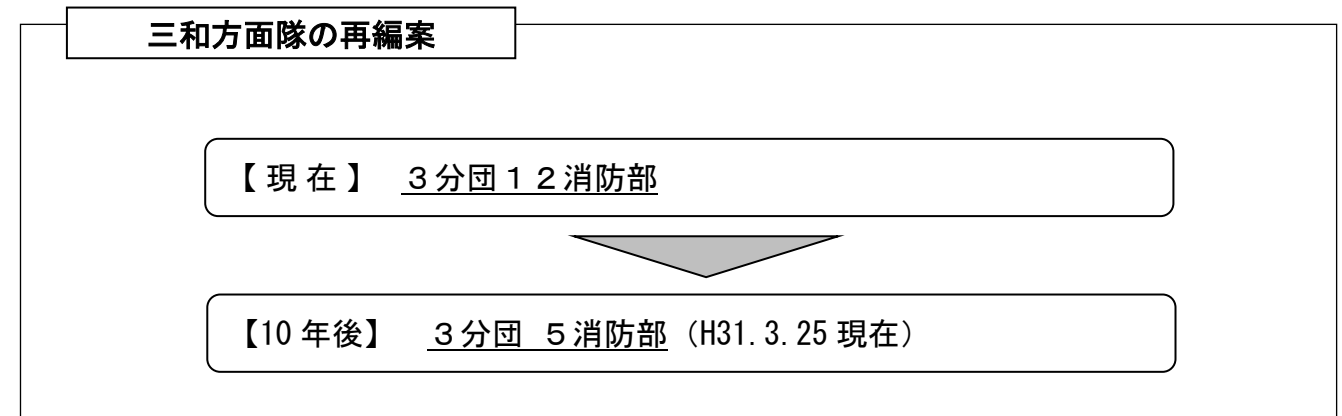
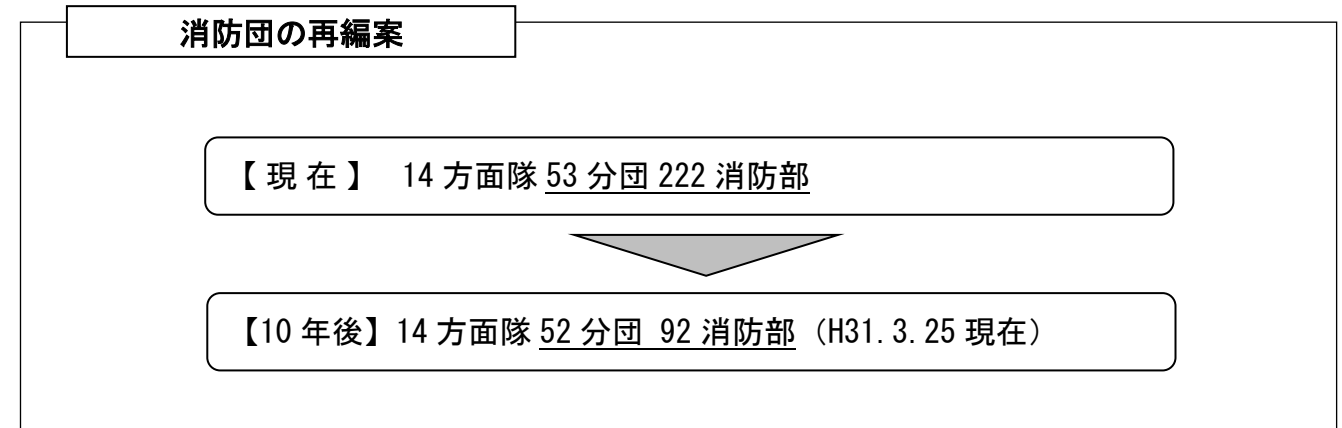
消防団が検討した再編案

<消防団が再編案作成に取り組んだ背景及び経緯>

- 一部の消防部では、団員数の減少に伴い、現行の人員体制では消防団が担う役割を十分に果たすことができない状況となっている。
- 現行体制においては、222 消防部のうち、10 人以下の消防部が 29 消防部で、最少団員数は 4 人と少なく、火災が発生した際、消防車による消火活動の必要人員（消防ポンプ自動車：5 人、可搬ポンプ自動車：4 人）が集まらず、迅速な消火活動が困難な状況となっている。
- 団員数が少ない消防部がある現状や、消防団適正配置検討委員会によるヒアリング等の結果報告を受けた消防団では、平成 30 年 12 月の正副団長会議において、10 年先の将来を見据え、引き続き消防団の機能を維持していくため、自ら「組織体制の見直し」と「将来活動拠点とする消防器具置場の選定」について検討を行うことを決定した。
- 再編案の検討に当たっては、分団単位(53 分団)の管轄区域で各消防部の団員が検討した案を、正副団長が市全体の地域バランスを考慮して調整を行った。

<消防団が再編案を検討した際の視点>

- 組織体制の見直し
 - 10 年後も地域に必要な消防団員数が確保できるか
 - 消防団の業務を果たせる体制となっているか
 - 水害のおそれがある地域は、水防対応ができる体制となっているか
 - 河川や沢などの地域特性を考慮した管轄区域となっているか
- 将来活動拠点とする消防器具置場の選定
 - 10 年先の団員数や消防団活動を見据え、分団内で概ね 1~2 か所を選定
 - 学校区単位で 1 か所設置するなど、地域バランスを考慮
 - 消防団員が集まりやすい（幹線道路、消防団員の駐車スペース）
 - 消防車両が出動しやすい（幹線道路、交差点、除雪の負担が少ない）
 - 居住人口や戸数が多い箇所か（又は人口増が見込まれる）
 - 活動拠点（消防器具置場）の数は適正か
 - 団員の駐車場が確保できるか



分団名	活動拠点	消防部名	団員数（H30. 4. 2 現在）		管轄区域
			各部の団員数	計	
里公	○	第一	16	39	川浦 番町 神明町
		第四	23		下中 稲原 野 日和町
	○	第二	20	32	中野 窪 法花寺 水科
		第三	12		水吉 鴨井 上田 下田
上杉	○	第一	17	55	今保 大東 下田島
		第二	10		大西 三村新田 井ノ口 浮島
		第三	9		島倉 北代 下新保
		第四	19		所山田 岡田 山高津 払沢 桑曾根
美守	○	第一	15	33	錦 柳林 岡木 上広田
		第二	18		米子 広井 下広田 本郷 沖柳
	○	第三	17	32	上越柳 下越柳 神田 塔ノ輪
		第四	15		山腰新田 末野 末野新田